

神と稱す、今上宮下宮二所に奉祀す、神位、續日本後紀、承和十年九月甲辰、無位建男霜凝並比咩神奉授從五位下、三代實錄、元慶七年九月二日乙丑、授豐後國從五位上建雄霜起神正五位下、とあり、神祇志料に云、建男霜凝日子神社、今大田郷井手上村神原山の姫嶽にあり、姫嶽大明神と云、建男霜凝日子及比咩神を祀る、按、豐後國志云、壹五瀬命、豐玉比咩命を祭ると云へり、然れども文書の他に徴する者なきを以て、其果して然るや否を決め難しと雖も、其日子比咩二神を祭る事、續日本後紀と自ら符合るに似たり、故今附て考に備ふ、云々と見え、共に直入郡式の神社に列せり、社記に依れば、孝德天皇御宇白雉二年の神創なりと云、又豐後國志に「在入田郷神原村山中、延喜神祇式曰、健男霜凝日子神社、即是以豐玉媛命、配祀壹五瀬尊、爲姫嶽神、故稱姫嶽明神、孝德白雉二年所創、續日本後紀曰、承和十年九月甲辰、無位健男霜凝日古並比咩神、奉授從五位下、三代實錄元慶七年九月二日乙丑、授豐後國從五位上健男霜起神正五位下、其爲山、紫翠蒼蔚云々、巨巖窟中、有祠、姫嶽本祠也、祠傍有路、達姫嶽之嶺、々々有一石祠、后世所造、天正中廢、寬永中再修、里人以稱上宮、以本祠爲下宮、又下隔一溪、曰波具合村、有叢祠、名穴森、昔者有巨蛇潛焉、平語、盛衰記、以爲姫嶽明神誤矣、豈以淫神事、演明神德哉、」

と云へり、而して龜山隨筆にも、此社白雉二年創造の由棟札に明かなり、又白雉の舊材今も残り、比咩社は下宮の御神五瀬尊の御祖母神豐玉媛を祀る、故に神を比咩神と申し山を姫嶽と云と見え、而して神徳の顯著なるは、此社の神寶に鰐口あり、銘に永和四年正月吉辰、願主神孫日向國白杵郡三田井小太郎十三歳敬白とあるを以て知るべし、又龜山隨筆に、神田一段二畝は領主中川家より寄附し、神官相馬氏なりとあるを以て、如何に士民崇敬の厚きかを察すべし、地名辭書に云く、

「姫嶽神社、神祇志料は以て霜凝日子神社に充つ、或は云此山即ち高千穂峯なり、」

と云ひ、かくて豊后國志に、

「按、姫嶽を豐玉媛を祀ると云、其所以なきに非ず、此山九州の大嶽にして白杵の高千穂とも稱す、降臨の靈跡を傳へ豐玉媛を祀れる歟、而して豊後國志肥後國志並此祠を以て延喜式霜凝日古神となす、男女の相異あり、續紀に據れば本來比古比咩二神鎮座し天孫に坐しますと、推想すれば火々出見尊、並豐玉媛命なるべし、一書壹五瀬命となすは、嶺南に五箇瀬川あるに附會せるもの、み、最も洞祭を要す、」

と云へり、記して後考に備ふ、先是文祿三年中川秀成入封以後尊敬最も厚く、數次社殿を修築し該て神領若干を寄附し、維新の際に迫るまで以て恒例とす、明治六年郷社に列し、同十二年縣社に昇格す。

社殿は本殿、幣殿、拜殿、神樂殿、渡殿、社務所等にして、境内三百一十一坪(官有地第一種)あり、老木森々社域神嚴なりと云ふ。

例 祭 日 九月十三日

神饌幣帛料供進 明治四十年一月十一日

會計法適用 明治四十二年六月十六日

指定年月日 告示第九號

告示第四百四十三號

氏子戸數 三百五十八戸

崇敬者員數 未詳

○大分縣豐後國直入郡城原村大字米納字神原

縣 社

城原八幡神社

祭 神 大帶彥淤斯呂和氣命